

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

事業所の名称	株式会社グッドマンサービス
事業所の所在地	〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-4 oak神田鍛冶町2階

1 派遣労働者の数 (対象期間2022/7/1～2023/6/30)

派遣労働者の数（2023年7月1日時点）	1842名
----------------------	-------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 (対象期間2022/7/1～2023/6/30)

派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	763社
----------------------	------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項 (対象期間2022/7/1～2023/6/30)

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間あたりの額）	16,057円
派遣労働者の賃金総額の平均額（1日8時間あたりの額）	11,481円
マージン率	28%

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれます。

4 教育訓練に関する事項

種別	訓練名	対象者	賃金支給 の有無	費用負担 の有無	実施時期
雇用時訓練	入社時教育研修	派遣労働者	有給	無償	入社時
職能別訓練	ビジネスマナー研修	派遣労働者	有給	無償	随時
職能別訓練	サービスに関する技術研修	派遣労働者	有給	無償	随時
職能別訓練	PC操作研修	派遣労働者	有給	無償	随時
階層別訓練	リーダーシップ研修	派遣労働者	有給	無償	随時

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等	：各種保険、有給休暇、産前産後休暇、育児休暇、寮・食・水光熱費（派遣先による）
サポート	：キャリアカウンセリング

6 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	：締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	：原則として、弊社と派遣労働契約を締結するすべての派遣労働者
労使協定の有効期間	：2025年3月31日